

(第五部)

第二回 参議院文教委員会會議録 第十一号

(四八〇)

昭和二十三年七月五日(月曜日) 午後二時十分開会

本日の會議に付した事件

○教育委員会法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田中耕太郎君) これより委員會を開会いたします。速記を止めて……

午後二時四十一分速記中止

午後四時四十分速記開始

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め……

午後四時四十五分休憩

午後五時五十五分開会

○委員長(田中耕太郎君) それでは委員會を開会いたします。先程小野委員から御要求になりました地方財政委員會の政府委員の方が答弁に來られましたから、御質問を願います。

○小野光洋君 本日はこの地方教育委員會の財源の問題について、地方財政委員會の委員長に御出席を願つて、この問題についての御答弁を願いたいと思つたのでありますが、委員長には御出席ができないということでありまして、代りの政府委員から御答弁があるものであります。私はこの御答弁は、委員長たる大臣の御答弁と同様の國務上の責任を持つた御答弁であるものと考えますが、その点差支えありませんか。

○政府委員(萩田保君) 大臣は外の委

員会に出ておりますので、私が代つたわけでございますから、事務局長といひまして御答弁いたすつもりであります。

○小野光洋君 そうすると事務局長としての御責任と、大臣の御責任は必ずしも同一でないと考えなければならぬが、この問題につきましても大臣の御答弁と同様に認めてよろしゅうございませうか、重ねてお答え願います。

○政府委員(萩田保君) すべて事務局は委員長の命を受けてやつておりますので、その範囲内において御答弁いたします。

○小野光洋君 それでは大臣から委託を受けた程度において、大臣と同様の責任のある御答弁であると考へまして御質問申し上げます。教育委員会法は、第五條に「教育委員会に要する経費は、当該地方公共団体の負担とする」といふことが掲げてあり、衆議院の修正案第六條に、教育委員会に要する経費及びその所掌に係る経費は國庫からこれを補助することができると、本委員會の運営に関する経費の問題が定めてあるのであります。原則的には第五條であり、第六條はそれを補うということになつておるのであります。文部當局の御答弁によりまして、教育委員會の運営に関する経費は地方團體の負担であるが、その財源はすべて國庫から地方に財源を移譲し、これを以て地方費の負担に當るのである。従つて地方公共團體の積極的な本委員會を創設したために生ずる負担の増額というこ

とには相成らん。そして又これについての財政的な処置については、すべて地方財政委員會においてこれを附うことを確約いたしておる。こういうようなお話でありましたが、併しその内容の具体性、或いは確約というような言葉の上の話でありまして、私共は尙進んで本委員會が設置運営されるに至りました場合に、これにいろいろ誤解や齟齬を來たすようなことがありまして、地方財務當局に與える影響が極めて甚大でありますから、ここに改めて地方財政委員會委員長の、この問題についてのしつかりした御所見を伺つて置きたいと思つております。

○政府委員(萩田保君) 御質問にお答えする前に大体地方財政、我々が扱つております地方財政の政府としての見方を先にお話しして置けば分り易いと思ひます。地方財政は、これは申すまでもなく独立的な財政でありまして、國のようには國會において議決された予算がそのまま適用になるのではないのであります。地方の歳入が幾ら取れるか、それを以てバランスが合うということとを政府で認めまして、それに基きまして、地方財政法なり、地方税法なりを作るわけでありまして、従ひましてここに國のように、地方の歳入歳出についてのはつきりした予算があるというものはないのであります。そこで二十三年度はその問題をどう扱うかというところにつきましては、先ずその從來からの費用につきましては、それは物

この経費を地方の一般財源の需要の増加として、相当多額の経費が充てておりますが、そのほんの一部分でありまして、一部としてとにかくそれだけの数字を計上しておる。そしてかようにしてできた新しい新規財源の所要額、これに對しまして入場税を國稅から譲渡を受けるとか、或いは地租や家屋税を引上げるとか、分與税を殖やすとか、いろいろの措置を講じておるのであります。その意味におきまして、地方財政におきましては教育委員會の経費をこなして行くに必要な経費は、今回の地方税制改正において見えておるわけでありまして……

○小野光洋君 そうしますと、今の政府委員の答弁は、二十三年度には三億五千万円、平年度については五億円、文部省から要求額がある、この全額を地方に財源を委譲するということに相成つておるのであります。先程お話しの中にあつたように、義務教育費も半額國庫負担になつておるからというので、この二億五千万円乃至平年度五億円について、全額ではない、部分的でありますかどうか。部分的だとするならば、その何部分くらいであるか、その点を一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) これは全額地方負担でございます。初めの案が全額地方の負担になつておりますから、全額地方の負担であります。従つて地方税においてその費用を賄うだけのものが見えておるわけでありまして……

○小野光洋君 その全額地方負担であることは、この法案の示す通りであります。その負担する財源は、國庫から丁度二億五千万円乃至平年度五億円に該當するものを委譲する計画になつておるかどうかということでありま

○政府委員(秋田保君) 委譲するのではないかと云いますと、ちよつと語弊があると思いますが、それだけのものを地方税として、地方團體が賦課徴収し得るだけの税額を今回の地方税法において認めただけであります。

○小野光洋君 そうすると、結局これは地方税として地方がおのづから徴収して、徴収したものをこれに當てる、こういうことでありまして、國庫負担では全然ないわけですね。特に國税として從來計上せられておつたものを地方税の中に入れて、丁度三億五千万円乃至五億円に該當するものを、或いはこれに該當しなくても、外のものも一緒に

○政府委員(秋田保君) これは國から直接負担金を出すということとは、衆議院の修正案でありまして、政府案ではありません。國から直接二分の一なり、三分の一を地方に交付するといふことは全然見ておりません。全額地方の税で賄うのでありまして、その地方税は、國から與えたものは入場税がありまして、配付税の増加がありまして、細かく言へば狩獵免許税の増加がありまして、どれがどれに當つておるといふことは申上げられませんが、

○小野光洋君 そうすると、入場税その他の地方税を取つて、この中に入れたらいいこととありますと、これは全然地方負担であつて、財源を地方に委譲したという文部省の見解と違つておると思いますが、その点、文部省当局の見解を伺いたい。

○政府委員(岩本哲夫君) 文部省といふことは、地方に委譲するといふ言葉は使つておらないのであります。只今地方財政の政府委員から御答弁申上げました通り、独立税の増強、例えに入場税、配付税、その他いろいろのものを委譲しまして、その委譲しました中から、地方負担としてこの費用を負担するといふような場合に、政府原案はなつておる次第であります。

○小野光洋君 そうすると、本委員会の施行についての費用はすべて地方負担である、ただ地方負担の方法として課税をし、こういうことであるといふこと以外のもではないと思ひますが、さういふ心得でよいのですか。

○政府委員(岩本哲夫君) 本法案の原案の示しますような場合に、当該地方公共團體の負担となつておる次第であります。ただ当該地方公共團體の負担であるが、その財源とするのは、入場税、配付税その他の独立税を地方へ分譲、委譲した中から地方に出して貰う、かように解釈願ひたいと思ひま

○小野光洋君 入場税とか、その外の地方税は、從來の地方税で徴収したものでありまして、それで地方で賄ふに税を取れといふことだけで、特にこのために地方に財源を委譲したとか何と云ふことにはならぬのではないかと思ひます。必要な経費を取れといふことだけではないかと思ひ

ます。これに對して、本委員会の運営に對して特に見合つて、これに該當するものを、國庫收入となるべきものを地方に委譲したといふようなことにはならぬと思ひますが、その点、どの点がさういふことになるのですか。

○政府委員(岩本哲夫君) これは只今申しました通り、今度、税制改革によりまして、一例を言いますれば、入場税とか、配付税とか、その他独立税を地方に相當大幅に委譲いたしました。その中から、これらのものを地方は負担して貰ふなければいかんということ

○小野光洋君 そうすると、今まで委譲した地方税の徴収について、その中から適當にこの費用の負担をし、ということであつて、特に委員会の設置に對して、特別にこれだけの財源を與えたぞといふように指摘するべきものは、何もないわけですね。

○政府委員(秋田保君) 御質問になりますのは、恐らく目的税として、この税は教育委員会のために當てるといふ税を取つたか取らんかといふようなことに歸結すると思ひますが、さういふことは考へておりません。一般普通税に對して賄うように考へております。

○小野光洋君 一般の税が殖えることも、特に目的税として教育税といふものを徴収すると私は申しておるのではありませんが、一般の税目の中におきまして、この分がこの費用の見返りとして、そちらにやるのだといふような見當はついていないのか、さうするとか、さういふ委員会法ができて、できなくても、地方に委譲したものはそのまま取つて、その中から賄ふ、足り

ないから、もつと増徴しろといふことになるのじやないかと思ひますが、如何ですか、實際問題として……

○政府委員(秋田保君) 先程申し上げましたように、今回新しく必要とします経費は、相當多額な、何百億になるのであります。その中のほんの一部の三億五千万円であるのであります。その全体の何百億を賄うのに、先程申し上げました入場税委譲とか、或いは配付税の増額とか、その他地租の増税とか、住民税の引上とか、いろいろありまして、どの税をどれに與える、さういふことは考へておりません。これはひとりで教育委員会法だけでありますので、その他自治體警察定時制の高等學校の費用、或いは六・三制の増加の経費、これはすべてさうでありまして、さういふものにつぎまして目的税的な考へを持つておりません。

○小野光洋君 そういたしますと、私はこの法案を通しますといふと、この法案が実施せられるに當つての費用はともかく、今まで委譲せられたところの財源の中から、地方で負担せよといふことであつて、特にこの委員会法が成立して、その運営費としては、これが割當てられておるのだから、地方でも納得せよといふようなことは言えないわけですね。

○政府委員(岩本哲夫君) それは、さういふような御解釈を持つて頂いては困りますので、御案内の通り地方負担のいろ／＼法律案は沢山ございます。例へば教育委員会法では三億五千万円要る、何の法律では十億円要るといつた具合に、総合的に何千何億要るか、これもあるといつたように地方に税源を委譲するわけでありまして、

その中にこの三億五千万円も包含されておるわけでありまして、小野委員の御指摘の点とはちよつと違つておるわけですね。

○小野光洋君 そうしますと、仮に本法案が國會を通過しなかつたといふましたならば、地方に委譲した財源の收入の中から、國庫は三億五千万円乃至五億円に充當するものを回収しますか。

○政府委員(秋田保君) 總額が二億からの経費でございますから、その中の三億五千万円減つたり、殖えたりすることは、一々手直しするといふことまでは考へておりません。

○小野光洋君 そうしますといふと、結局これは殖えておるのではないかと、要するに全体で殖えておるじやないか、だからこのくらいのは賄つて置け、要するにさういふことでござい

○政府委員(岩本哲夫君) いや、それは決してさういふ、何と云ひますか、いい加減なような予算の組み方と違ひまして、當然この法律案を通することを予想しまして、ちゃんと組み入れてあるわけでありまして、どうぞさういふ御解釈にならんように……

○小野光洋君 そうしますと、甚だしいつこいようでございますが、結局これは地方に委譲した財源は、これを特に割當てたものではない、全体として殖やして置いたのだから、それで納得せよ、さういふことであつて、これが不成立に終つたからと言つて、三億五千万円を回収するわけでない、さういふことでございませう、分りました。それから二十四年度、五年度といふことに年度が進みますといふと、從つ

ことでございますね、分りました。
 それから二十四年度、五年度といふ
 ことに年度が進みますという、従つ

今日の日本の婦人の現状においての婦人の社会人としての無智、狭量、不当に靈法の上におきまして、同じ資格者、同じ責任を持つて立たなければならぬ婦人が、実力をおきましてまだ

だ役に立たないというところに立つておるこの現実におきましては、やはり何をし出すか分らんとする心配のあまり、適當の位置を與へなかつたことで、曾ての先生方が、そういう問題から、随分先生としての、教育者としての、人間としての幅を狭められておつたとは事実であります、やはり心配

この中に因りなれて、適任者に過ぎない位置を與えますれば、教育者も立派な適任者が適當な仕事を果して活かす。そうして正しい文化國家建設の、やはり一本の柱に教育者もならなければなりませんから、九條の衆議院の討論、その原案に對しまして、私は満足の聲成をいたしたいと思ひます。

○高良とみ君 私は第九條の削除に反対であります。その理由として、

の教育委員会法というものが実施された場合に、どういう姿になるかといふことは、皆が勝手な想像をしておる思うのでありまして、それは私共國の民主化の一つの試金石であることと、殊に私に考えておるのであります。殊に私が非常に懸念いたしますのは、この十六條にあります候補者の推薦の件、六十人以上の重選を要する

てした場合には、これは新らしい推
母体となるという場合に、未だ理解
ざる方面におきましては、これこそ
き政黨政派の餌なりというような心
を以て、非常にこれに入つて來よう
する力が、未だ進歩しておらない民
政治において現われておる現象を見

のであります。これは折角親心を以てこの教育委員会というものを、文教の行政府からも離し、又地方の自治体の政治のちやまぜからも離して行こう、そうして教職と教育とを健全なものとしようとする趣旨から反するのであります。その意味から教育者が、今賛成の方々の言われました教育に対して、純粋な発言権を持たれることには非常に賛成であります。これには方法があるのであります。ちやんとした教育局があり、そうしてその局を通して自分達の意見を出せるのであります。父兄なり、或いは國民、人民の手に教育を渡して、そうして本當の教育の責任を負わして行こう。この法案の精神から見れば、私は敢て被選挙権を拒否する意味ではありませんが、これは教育を國家及び人民に廣く披けの意味で、教育者はむしろ御自重されて、或いは自分の仕事を廣める大切な職であるということの意味において、教育者は選挙権を持たない方がよいものと思ふのであります。実際の例を申しますならば、現職の教員がそのままで立候補をなさいますときには、その父兄等は、教育のこととは一番お世話になるのは先生だから、その先生に選挙しようということになつて、好むと好まざるに拘わらず、この教育委員は殆んど先生を以て占められておつて、そうして学校の方から退職者がどん／＼出て来るというふうなことになりましたときに、折角専門の局として設けられる教育委員会、教育局というもののは浮いてしまつて、いわば教育の専門家の中で堂々巡りをするものといふことは、この法の精神に反するものであるといふことを考えまして、よろしく

退職して、そうして平市民として立候補なさることにすることを念願いたしました。その意味で九條は一つの教職の確立、そうして一般的の教育の指導の確立の上において、必要なものであると、私は考えるのであります。

○河野正夫君 私は内閣提出、衆議院修正送付せられたる本案に賛成する者であります。各位におきましては、第九條の削除を問題とせられますが、全体としてやはり賛成の趣旨を申上げて置く必要があるかと思ひます。この教育委員会法は、教育権の一般行政権からの独立及び教育の中央集権の打破、地方分権の確立という方向において、教育の民主化のため極めて妥當な法案であると思ふのであります。内閣の提出された法案につきましては、遺憾ながら現実の日本の状態にふさわしくないと言ひます。やはり行き過ぎの感があつたのであります。衆議院の修正案におきましては、市町村は二ヶ年実施を延期する。而も五大都市は都道府縣と同様に本年度から施行する。更に教育委員が無報酬で教育のために盡力するといふことが、今日の日本の國情から申しますと、地方で開があつて金のある人といふものは、或る特定の人のみに偏つて来る。そういう意味でこの條文を何んとかしなければならぬと思つたところが、それも訂正をされました。一方において人事や給與の面におきまして、現職に就いては、將來二ヶ年後に、たとえ一般市町村に教育委員会が設置せられる場合におきましても、これを單純に各市町村の教育委員会が決定するといふことは、如何かと案じておりまして、それが、それも人事、給與に關し

て連絡協議する協議会というふうなもの設定が認められるという修正は、甚だ妥當なものだと思ふのであります。更に教育長が教育委員会の運営において、必ず助言と推薦とを行う権利があるかのごとき原案に對しまして、これは助言と推薦を教育委員会が必要と認める場合には、助言と推薦を求めることができるといふ方向に變更して、先程來質問の際にもありました教育委員会が、素人で占められたときには、専門家の教育長が非常な独断専行をし得るやの疑いもあつたところを訂正されて、甚だ結構なところでありまして、更に第九條の問題であります。これを削除いたしまして、現職教員を一般公務員と同様、被選挙権が認められるといふことになりましたのは、事實上は私は、現職教員のこの方面に關する立候補者が多いとは認めませんけれども、そういう途を開くといふことは、一般公務員と平等の待遇をするものであります。教員の生活の上にも明る、一つの光を與えるものだと思ふのであります。現職の教員は、教育に關するこれらのことについて、選挙権を持たない方がよい、被選挙権を持たない方がよいといふ考へ方は、恰も會て旧憲法時代に、軍人が選挙権、被選挙権を持たない方がよいという理論があつたのであります。これについては皆さんにも御意見があらましようけれども、今日においては諸外國においても、軍人と雖も選挙権、被選挙権が認められてゐる。その方がより平和的な、より文化的な國政の運用ができるという現状を見ましても、教育の面において現職教員が被選挙権を持つことが、それ程教育委員会の運営に對して弊害を與え

るということは考えられないのであります。特に以上のような意味のみならず、この際衆議院から送付せられたる案が、若しも多少の修正を、或いは大なる修正でもよろしうございませうが、行方という場合には、先程委員長から特に御報告があらましように、これは關係筋との連絡を必要としたします。然るに本日その連絡は可能なりや否や疑わしい。その上に時間が迫つておりました。これが本會議で、若しここで修正意見が通つて、本會議でそれが可決された場合には、衆議院に再び送付せられなければならぬ。そうしてその時間がなくて遂にこの法案が、時間になつてしまふと、如何でございしよう。内容において好ましくはないといふならば、それはもとより當然でありましようけれども、私以上述べましたように、この法案といふものは、日本教育の民主化のために極めて重要な法案であり、しかのみならず、これは遠く米國のみならず、連合諸國において、この法案がどうなるかといふことを見守つておるのであります。これを通過しないといふ日本にまだ教育の統制、中央集権的な氣分が残つておるんではないかといふやうなことを常に案ぜられておるのであります。そういうやうな意味において、悪い法案であるならば、如何なる場合においてもチェックしてよろしいでありましようけれども、とにかく先程申し上げましたやうに、すでに財政措置も相當講ぜられ、この内容を尤もであるとするならば、多少の瑕疵がありましようとも、これは実施後において修正も可能でありま

するが故に、この際は満場一致御賛成あらんことをお願いする次第であります。以上、賛成討論を終ります。

○岩本月洲君 討論も一應盡きたかのやうな感じがいたしますから、この辺で討論の打切をして頂く動議を提出いたします。

「賛成（異議なし）」と云ふ者あり」

○委員長（田中耕太郎君） 御異議ないと認めます。それではちよつと速記を止めて下さい。

「速記中止」

○委員長（田中耕太郎君） 速記を始め下さい。五分間休憩いたします。

午後六時四十四分休憩

午後六時四十九分再開

○委員長（田中耕太郎君） それでは休憩前に引続きまして會議を継続いたします。

○梅原義雄君 矢野委員の説を私非常に感服をいたしました。どうか皆が全員一致これを一つ賛同せられることを私、一つ提議いたします。

○松野實内君 我々文教委員は常に超黨派的に今日まで参りました。こういう重大な法案についても、できることならば全員一致で行くという形式も又望ましいことであると思ひます。今折角梅原委員もおつしやつたので、私もそういうふうにと同調したいという氣持を持つております。

○高橋とみ君 やはり全体の委員会の趣旨は誠に賛成であります。更に愛するものがあれば、その人の餘りの自由な判断によつて、ただ形式的に全員一致といふやうなことは……その志さえあれば理解し得ると思ふのですが、

と云ふことは、如何かと案じておりまして、それが、それも人事、給與に關し

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日發行

參議院事務局

印刷者印刷局